

葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会設置要領

平成17年1月13日
16葛福福第732号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会設置要綱（平成17年1月4日付16葛福福第617号区長決裁。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、要綱第2条各号に規定する事項につき、必要な調整、検討を行う。

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、福祉部長とする。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、健康部長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会は、会長が招集する。

(会員以外の者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、及び意見を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会の設置)

第7条 検討会の効率的な運営を図るため、関係各課による分科会を設置することができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成17年1月13日から施行し、平成16年12月22日から適用する。

付 則

この要領は、平成17年4月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成18年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年5月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会

福祉部長	会長
健康部長	副会長
政策経営部政策企画課長	
施設部施設管理課長	
福祉部福祉管理課長	
〃 暮らしのまると相談課長	
〃 障害福祉課長	
〃 障害援護担当課長	
〃 障害者施設課長	
健康部地域保健課長	
〃 保健予防課長	
子育て支援部子育て政策課長	
〃 子育て施設支援課長	
〃 保育課長	
〃 子ども家庭支援課長	
都市整備部調整課長	
教育委員会事務局学校教育支援担当課長	
〃 生涯スポーツ課長	